≪高砂市から転出される方へ≫

新しい住所に**住みはじめてから14日以内に**、この転出証明書を新住所地の市区町村役場にお持ちのうえ、転入手続きをして下さい。

転入手続きに必要なもの： 転出証明書(カード継続転出の方はマイナンバーカード)、
届出人の印鑑及び本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険の資格確認書など）

1．下記に該当される方は、別途手続きが必要となります。（詳しくは、担当課までお問い合わせ下さい。）

対象者	高砂市での手続き	担当課	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	・転出予定日をもって資格がなくなりますので 印鑑登録証をお返し下さい。	**市民窓口課　1階⑯番** 441－7180	・必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをして下さい。 （手続きの方法は、市区町村によって異なりますので 担当課にお問い合わせ下さい。）
マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方	・必要な手続きはありません。	**市民窓口課　1階⑰番**	・お持ちのカードを持参し、券面記載事項変更や 継続利用の手続きをして下さい。
マイナンバー（個人番号）カードを 申請しているが、受け取りがまだの方	・窓口にお問い合わせ下さい。		・新しい申請書を受け取り、再申請の手続きを して下さい。
国民年金に加入されている方	・海外へ転出される方は年金手帳**もしくは** **基礎年金番号通知書**を持参し、手続きをして下さい。	**国保年金課** **国民年金係　1階⑬番** 443－9022	・手続きは不要です。
国民健康保険に加入されている方	・資格確認証等をお返し下さい。 （転出されると保険資格はなくなります。）	**国保年金課** **国保給付係　1階⑫番** 443－9020	・新たに加入の手続きをして下さい。 ・保険料の減免等につきましても新たに手続きが 必要となります。 （市区町村によって制度が異なりますので、 担当課にお問い合わせください。）
高齢期移行・乳幼児等・こども・ 障害者・母子家庭等・高齢重度 障害者医療受給者証をお持ちの方	・受給者証をお返し下さい。喪失届が必要です。⑨番窓口 （転出されると資格はなくなります。再認定方法については 転出先にお問い合わせ下さい。） ・学校区の関係で子のみ転出される場合はご相談ください。	**医療係　1階⑭番** 443－9021	・新たに手続きをして下さい。 （市区町村によって制度が異なりますので、 担当課にお問い合わせ下さい。）
後期高齢者医療の方	・証書をお返し下さい。⑨番窓口 ・県外へ転出の方は、負担区分証明書の交付を受けて下さい。	**医療係　1階⑭番** 443－9021 **（保険料について）** **賦課収納課　1階⑪番** 443－9072	・転入手続きをして下さい。 ・県外へ転出の方は、負担区分証明書を提出して下さい。
介護保険の被保険者の方	・介護保険被保険者証、負担割合証(要介護認定を お持ちの方のみ)をお返し下さい。 ・高砂市で要介護認定を受けている方で、 転入先の市町村にて当該認定の継続を希望される方は、 受給資格証明書の交付を受けて下さい。	**介護保険課　1階⑦番** **介護給付係** 443－9063 **認定係** 443－9137 **（保険料について）** **賦課収納課　1階⑪番** 443－9072	新たに手続きをして下さい。 ・高砂市で要介護認定を受けており、当該認定の継続を 希望される方は、高砂市が交付した受給資格証明書を 持参して下さい。
妊婦健康診査費助成券・妊婦歯科 健診受診券をお持ちの方	・転出日から使用できません。 ・必要な手続きはありません。	**こどもまどぐち課　2階①②番** 443－3950	・新たに手続きをして下さい。
養育医療を受給されている方	・受給者が転出された時点で受給資格が消滅となります。 詳しくは、こどもまどぐち課へお問い合わせ下さい。		・新たに手続きをして下さい。
予防接種の予診票をお持ちの方	・転出日から使用できません。 ・必要な手続きはありません。	**こどもまどぐち課　2階③番**	・新たに手続きをして下さい。
犬を飼われている方	・必要な手続きはありません。	**環境政策課　3階⑦番** 443-9029	・高砂市発行の「犬鑑札」を持参して、転出先市区町村の 担当課で登録事項変更手続きをして下さい。
水道を使用している方	・閉栓の前日までに、水道料金の精算と閉栓手続きを して下さい。	**水道料金センター　3階⑪番** 443－9049	・新たに手続きをして下さい。
児童手当を受給されている方	・受給者が転出された時点で受給資格が 消滅となります。	**子育て支援課　2階④番** 443－9024	・新たに手続きをして下さい。 （詳しくは担当課にお問い合わせ下さい）
児童扶養手当を受給されている方	・児童扶養手当転出届を提出して下さい。		・転入の手続きが必要です。 ・手当証書を持参して下さい。 （詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。）
特別児童扶養手当を 受給されている方	・転出の場合は必要な手続きはありません。		・転入の手続きが必要です。 （詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。）
幼稚園・保育所・認定こども園に 通う児童が家庭におられる方	・幼児保育課で退園届を提出して下さい。	**幼児保育課　2階⑤番** 443－9025	・新たに手続きをして下さい。 （詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。）

対象者	高砂市での手続き	担当課	新住所地での手続き
高齢者福祉タクシー券を 利用していた方	・未使用分の福祉タクシー券を返却してください。	**地域福祉課　1階⑤番** 443－9026	－
緊急通報システム事業を 利用していた方	・貸与を受けていた緊急通報システム機器の 返却手続きをしてください。		－
家族介護用品支給事業を 利用していた方	・資格喪失届を提出してください。		－
高齢者等見守り・SOSネットワーク 事業及び認知症高齢者等個人賠償 責任保険事業に登録していた方	・脱退届を提出してください。		－
身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者福祉手帳,自立支援医療 受給者証(精神通院)を 所持されている方	・必要な手続きはありません。	**障がい福祉課　1階③番** 443－9027	・県内転出の場合は、転入の手続きが必要です。 ・県外転出の場合は、あらためて申請をしなければならない 場合がありますので、新住所地の福祉事務所に お問い合わせ下さい。
障害福祉サービス受給者証、 児童通所受給者証、自立支援医療 受給者証(育成医療、更生医療)を 所持されている方	・受給者が転出された時点で受給資格が消滅となります。		・継続的な受給が必要な場合、転入の手続きが必要です。 詳細は、新住所地の福祉事務所にお問い合わせ下さい。
原付バイク(125cc以下)を お持ちの方	・ナンバープレート、登録票、窓口へ来られる方の 本人確認書類(運転免許証等)を持参のうえ廃車 手続きをして下さい。	**課税課　1階⑧番** **市民税係** 443－9015	・あらためて登録手続きが必要です。 ・軽自動車等の住所変更・名義変更は軽自動車検査協会 姫路支所にお問い合わせ下さい。 軽自動車050-3816-1848　二輪050-5540-2067
市民税・県民税・森林環境税が 課税されている方で、 海外へ転出される方	・納税義務者本人に代わり、納税通知書の受取りや、 市民税・県民税・森林環境税の納付を行う 納税管理人を定める必要がありますので、 課税課へお問い合わせ下さい。	**課税課　1階⑧番** **市民税係** 443－9015	
固定資産税・都市計画税が 課税されている方、または 納税通知書の送付先となっている方で、 海外へ転出される方	・納税義務者本人に代わり、納税通知書の受取りや、 固定資産税・都市計画税の納付を行う 納税管理人を定める必要がありますので、 課税課へお問い合わせ下さい。	**課税課　1階⑨番** **資産税係** 443－9016	
公立の小・中学校に通う児童生徒	・いままで在学していた学校で転校に必要な書類 (在学証明書、教科書給与証明書等)を 発行してもらって下さい。 ・区域外就学の申請が必要な場合がありますので、 お問い合わせ下さい。 ・就学援助を受給中の方で学年途中で転校される方は 届出が必要ですので2階⑦番 学校教育課で手続きを してください	**教育委員会** **学校教育課　2階⑦番** 443－9054	・在学していた学校でもらった書類(在学証明書、 教科書給与証明書等)を持参して手続きをして下さい。
公立の中学生の保護者の方	・学校給食費の精算について ・後日、学校給食費の精算に関する書類を送付します。 住所(転出先)、氏名、電話番号をお知らせください。	**教育委員会** **学校給食課　2階⑧番** 443－9053	
国政選挙において投票の意思があり、 海外へ転出される方	・海外に居住していても、国政選挙で投票が可能となる 在外選挙人名簿への登録申請ができます。 パスポート等の本人確認書類が必要です。 出国時申請も可能ですのでご相談ください。 (詳しくは担当課にお問い合わせ下さい。)	**選挙管理委員会事務局** **4階⑨番** 443－9057	・在留届を提出する際、ご確認下さい。

2. 海外へ転出される方は各課へお問い合わせ下さい。日本にもどられる場合は、転入先に戸籍の附票(本籍記載のもの)・パスポート
年金手帳を持参して、転入の手続きをして下さい。

3. 最終し尿汲み取りについては「エコクリーンピアはりま」までお問い合わせ下さい。
（ し尿 TEL 447－1157）

※ ご都合により転出を取りやめたときは、必ず「転出証明書」及び「本人確認書類」を持参して、高砂市役所で転出取消の手続きをして下さい。（市民窓口課TEL 441－7180）